

3 環境情報の共有<環境生活政策課>

(1) 環境情報の提供

県・市町村広報誌やメール等の各種媒体の活用により、環境に関する情報を提供しているほか、環境白書を教育機関等へ幅広く配布している。

第2節 「清流の国ぎふ」づくりを支える仕組みづくり

1 県民協働による環境保全活動の推進

(1) NPO法人等との協働<環境生活政策課>

平成15年度に策定した「協働事業推進ガイドライン」を改訂し、協働事業の提案にあたっては、協働意識の浸透によりNPOと行政との直接の意見交換を原則とするものの、助言などを必要とするときには、「協働総合窓口」を利用できることとする仕組みとした。

表2-5-2 特定非営利活動法人(NPO法人)の認証状況

(平成27年3月末現在)

区分	～19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
法人認証数 [県内所管分]	494	34	52	61	36	48	27	18	770
うち定款で環境の保全を活動分野に掲げる法人数(*1)	163	20	28	28	10	25	7	7	288

備考) 1 県環境生活政策課調べ

2 1つの法人が複数分野で活動している場合が多い(*1)。

(2) 「環境月間」における普及啓発の実施<環境生活政策課>

毎年6月の「環境月間」において、県民が自らのこととして環境問題について考える契機とするため、環境保全に関する講演会や環境美化活動等の行事を実施している。

平成26年度においても、地域の清掃活動や環境技術に関する講演会を開催するなど、環境に関する取組みを実施した。

(3) 「清流」環境保全政策の推進<自然環境保全課>

平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会」を契機とした、森・川・海のつながりを踏まえた環境保全に対する県民意識の高まりと、同大会の理念を継承・発展させるため、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく環境保全の取組を進めている。

この取組を県民協働のものとするため、平成23年2月に有識者、NPO・関係団体等で構成する「清流の国ぎふづくり県民連携会議」(平成25年度から「清流環境づくり連携会議」に名称変更)を設置したほか、この取組の趣旨に賛同する事業を募集し「清流ミナモの未来づくり」として登録した。

全活動を「清流ミナモの未来づくり」として登録。

登録数：47件(県機関、市町村、環境保全団体、企業など28団体)

(4) 「清流月間」における普及啓発の実施<自然環境保全課>

県民の清流への関心と理解を深め、清流の保全活動への参加意欲を高めることを目的に、平成23年3月に岐阜県環境基本条例を改正し、水に親しむ機会が多くなる7月を岐阜県の「清流月間」に制定した。

清流月間には、県内各地で清流に関わる環境学習、清掃活動、水に親しむイベントなど122の取組が実施され、約31,000人が参加した。

(5) 上下流交流事業の実施<自然環境保全課>

上下流域の地域住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森川海のつながりや相互の自然環境等に理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的に、上下流域の親子を対象として県内外の森川海で環境学習や環境保全活動等のプログラムを行う上下流交流ツアーを開催し、平成26年度は、13回277人が参加した。

(6) 清流の国ぎふ森林・環境税の導入<恵みの森づくり推進課>

平成18年の「第57回全国植樹祭」や平成22年の「第30回全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海の中での環境保全の意識を継承しながら、豊かな森林や清らかな川が持つ公益的機能を将来にわたって享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていく仕組みとして「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年4月1日から導入した。

同税を活用して、5つの施策(①環境保全を目的とした水源林等の整備、②里山林の整備・利用の促進、③生物多様性・水環境の保全、④公共施設等における県産材の利用促進、⑤地域が主体となった環境保全活動の促進)を実施し、緑豊かな清流の国ぎふづくりを進めている。

○清流環境づくり連携会議

(平成25年度～ 清流環境づくり連携会議)

清流の国ぎふの実現に向け、広く県民の意見を反映させるとともに、県民、民間団体、行政等地域社会が一体となった環境保全の取組を推進するため設置。

構成員：学識経験者、報道機関、環境保全団体、経済団体、地域団体、市町村など

開催日：平成26年9月11日(木)

概要：清流環境保全施策について現地視察を行い、その後、施策についての意見交換を実施。

○清流ミナモの未来づくり

「清流を守ろう、活かそう、伝えよう」を合言葉に、地域のNPO、学校、企業、自治体等が取り組む環境保